

記載例

ホッチキスを外さず、
そのまま提出してください。

627-8567

京都府京丹後市峰山町杉谷889番地

京丹後市長 中山 泰

京丹後 太郎 様

通知番号(99-88) 1

宛名=支給対象者となります。

調整

認書

本人及び扶養親類等として定額減税の対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方に対して、1人あたり原則4万円を支給するものです。

令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する見込みのため、以下のとおり支給額をお知らせします。

以下の内容を確認し、令和7年10月31日までに、この確認書と本人確認書類等を提出してください。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給予定額

40,000 円

(1) 支給対象者

給付要件を確認してください。

○令和6年分所得税
(※本人と同居の親族)

○税制度上、扶養親類等
方、合計所得額が20万円以下

○低所得世帯向け給付
新たな非課税世帯に該当して

調整給付金(不足額給付分)支給確認書に必要事項を記入
及び必要書類を添付のうえ、同封の返信用封筒で10月31日
(金)までに提出してください。

以下の内容を必ず記入してください。

①氏名

②確認日(調整給付金(不足額給付分)支給確認書の内容を確認した日)

③電話番号(日中に連絡が取れる番号)

原則、宛名の名前(支給対象者名)を
記入してください。

代理確認の場合は、代理人名でも可。
支給日(振込日)までに支給対象者
が死亡された場合は支給対象外とな
ります。

※令和6年度個人住民税の課税状況を確認してください。
※確定申告や被扶養親族の申告等により、調整給付金(不足額給付分)の額が変更となる場合があります。
※上記の提出期限までに提出しない場合は、給付金を受け取れません。
※意図的に虚偽の申告をした場合は、給付金が没収され、追徴金がかかります。
※令和6年1月1日現在で国外居住している場合は給付額が3万円となります。

上記の記載内容に異議ありません。

氏名

確認日

令和

年

月

日

電話番号

○本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄(□)に✓を入れてください。

【 □ 私は給付金を受給しません 】

裏面もご覧ください。

原則、本人口座で口座振り込みとなりますので、必ずチェックしてください。

☒ 1 指定の金融機関口座への振り込みを希望

※本人以外の口座を記入する場合は、「代理人」欄にも記入してください。

指定の金融機関への振り込みを希望の場合、下記④に本人の受取口座をご記入ください。

※本人以外の口座を記入された場合は、下記⑤の代理人欄への記入も必要となります。

金融機関番号及び店番号の不明な場合は空欄可。

京都	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.通協 3.信組 7.信濃連 4.信連	峰山 本支店 本支所 出張所	1普通 2当座	1 2 3 4 5 6 7	キョウタンゴ タロウ
金融機関番号	0 1 2 3	店番号	0 1 2		
ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 ※右詰めでご記入ください	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください		
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上または キャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 2 3 4 0 ※	1 2 3 4 5 6 7 8	キョウタンゴ タロウ		

代理人が事務手続きする場合は、下記の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代理人 (フリガナ) 代理人氏名 キョウタンゴ ハナコ 京丹後 花子	本人との 関係 子	性別 男 女	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 52年 7月 26日	代理人現住所 京丹后市峰山町杉谷889番地 電話 0772 (69) 0180
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付分)の 一切の事務手続きを委任	本人氏名 (支給対象者) 京丹後 太郎	署名		

☐ ⑤代理人が手続き等行う場合のみ記入してください。なお、本人(支給対象者)の署名
(印鑑不要)が必要です。ご注意ください。

⑥提出書類

⑥提出前に記載漏れがないか、提出書類がそろっているか、
必ずチェックしてください。

☒ 『調整給付金(不足額給付分)支給確認書』(必須)

※ 必要事項をご記入ください。

☒ 氏名、確認日、電話番号

☒ 振込口座

☒ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』(必須)

※ 確認者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※ 代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付してください。

☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(必須)

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座
名義人を確認できる部分の写し(コピー)を裏面の本人確認書類等貼付用紙に添付してく
ださい。

※ 各欄の記入
(記入漏れ)

本人確認書類の写し、受取口座を確認できる書類(通帳等)の写しを
添付してください。

※代理人が申請や給付を受ける場合は、本人(支給対象者)及び
代理人の本人確認書類も一緒に添付してください。